

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る既存住宅の取得後の居住の用に供する期限等の特例)

第四条 省 略

2 省 略

3 法第六条第五項に規定する政令で定める日は、同条第四項に規定する住宅の取得等又は認定住宅等の新築等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋の新築又は同条第七項第一号ロに規定する認定住宅の新築 令和二年九月三十日

二 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは第一項に規定する既存住宅の取得、同条第一項に規定する居住の用に供する家屋で政令で定めるものの増改築等(同条第十九項に規定する増改築等をいう。)又は同条第七項第一号ロに規定する認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得 令和二年十一月三十日

4 5 9 省 略

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例)

第四条の二 法第六条の二第二項に規定する政令で定める期間は、同条第一項に規定する住宅の取得等又は認定住宅等の新築等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋の新築又は同条第七項第一号ロに規定する認定住宅の新築 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間

二 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは法第六条第一項に規定する既存住宅の取得(同項に規定する取得をいう。以下この号において同じ。)、租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住の用に供する家屋で政令で定

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る既存住宅の取得後の居住の用に供する期限等の特例)

第四条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋の新築又は同条第十一項第一号ロに規定する認定住宅の新築 令和二年九月三十日

二 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは第一項に規定する既存住宅の取得、同条第一項に規定する居住の用に供する家屋で政令で定めるものの増改築等(同条第二十二項に規定する増改築等をいう。)又は同条第十一項第一号ロに規定する認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得 令和二年十一月三十日

4 5 9 同 上

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例)

第四条の二 同 上

一 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋の新築又は同条第十一項第一号ロに規定する認定住宅の新築 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間

二 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは法第六条第一項に規定する既存住宅の取得(同項に規定する取得をいう。以下この号において同じ。)、租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住の用に供する家屋で政令で定

めるものの増改築等（同条第十九項に規定する増改築等をいう。）又は同条第七項第一号ロに規定する認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得 令和二年十二月一日から令和三年十一月三十日までの期間

2  
5  
11 省 略

12 法第六条の二第九項に規定する政令で定める工事は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項各号に掲げる工事とする。

13  
5  
20 省 略

21 法第六条の二第四項から第八項までの規定による同条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十六条第七項、第二十七項、第二十八項若しくは第三十項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百二十二号）第十五条の二第三項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十六条第七項第一号中「第一項各号」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第四条の二第二項各号」と、同項第二号中「第一項第二号」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第四号の二第二項第二号」と、同条第二十七項第一号、第二十八項第一号及び第三十項中「第一項各号」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第四条の二第二項各号」と、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条の二第三項第一号中「租税特別措置法施行令第二十六条第一項各号」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第六十号）第四条の二第二項各号」とする。

22  
・  
23 省 略

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

めるものの増改築等（同条第二十二項に規定する増改築等をいう。）又は同条第十一項第一号に規定する認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得 令和二年十二月一日から令和三年十一月三十日までの期

2  
5  
11 同 上

12 法第六条の二第九項に規定する政令で定める工事は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項各号に掲げる工事とする。

13  
5  
20 同 上

21 法第六条の二第四項から第八項までの規定による同条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十六条第七項、第二十六項、第二十七項若しくは第二十九項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百二十二号）第十五条の二第三項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十六条第七項第一号中「第一項各号」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第四条の二第二項各号」と、同項第二号中「第一項第二号」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第四号の二第二項第二号」と、同条第二十六項第一号、第二十七項第一号及び第二十九項中「第一項各号」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第四条の二第二項各号」と、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条の二第三項第一号中「租税特別措置法施行令第二十六条第一項各号」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第六十号）第四条の二第二項各号」とする。

22  
・  
23 同 上